

Q 子どもや孫の将来のために財産の生前贈与を考えていますが、相続税について詳しく教えてください。



A 2015年1月以降、遺産に係る相続税の基礎控除が大幅に改定され、3000万円+(600万円×法定相続人の数)となりました。例えば法定相続人が1人の場合、3600万円を超える遺産には相続税の申告が必要になりました。

遺される家族に相続税の負担を軽減するため、自分が築き上げた財産を守るため、生前贈与を利用して、早めに対策を取ることができます。

「早め」というのは理由があります。生前贈与には暦年課税制度がありますが、これは贈与する人1人に対して年110万円までの贈与は非課税です。これを利用して、毎年1人110万円ずつ、長い期間かけて子どもたち(子ども以外の誰でも可)に財産を移譲することで、いざというときに相続税を抑えることができます。110万円を超すと超した分に贈与税がかかりますが、多額の財産を持つ方は、遺産の相続税に比べると贈与税を払っても節税になる場合があります。いくらまでの贈与なら有利なのかは個々に違います。

子どもや孫の将来のために役立つ贈与もあります。一定の手続きをすれば教育資金として1500万円までの贈与は非課税。子や孫が家を新築するなど、不動産を取得するときの贈与も一定の条件を満たせば最大3000万円の贈与が可能で、これも非課税です。また、60歳以上の祖父母や両親から、20歳以上の子や孫に2500万円を上限に贈与できる「相続時精算課税制度」などいろいろあります。制度を利用するには申告書の提出などルールがありますから、専門家に相談してください。

佐賀駅北口近くに事務所を移転しました。どうぞ気軽にお立ち寄りください。

公認会計士・税理士

起業から相続・事業承継まで
気軽にご相談ください!

〈税理士業務〉
☆税務顧問、確定申告 ☆創業支援、相続対策
〈公認会計士業務〉
☆社会福祉法人・医療法人監査 ☆学校法人監査
☆公会計制度改革支援 ☆財務デューデリジェンス
中小企業者の支援は国が認定する
経営革新等支援機関にお任せください!

森永会計
森永公認会計士事務所
森永洋明税理士事務所
(九州北部税理士会所属)
佐賀市神野東3丁目2-1
ヤマトビル1F
9:00~17:30 休/土日、祝日
<http://www.morinaga-office.jp>
info@morinaga-office.jp
☎0952-34-4559

